

平成31年4月12日

一般社団法人日本船主協会 殿
公益社団法人全国産業資源循環連合会 殿
社団法人日本通関業連合会 殿
一般財団法人家電製品協会 殿
一般社団法人電子情報技術産業協会 殿
一般社団法人情報機器リユース・リサイクル協会 殿
一般社団法人日本リユース機構 殿
日本リユース業協会 殿

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

香港向け液晶モニター等電気・電子機器の輸出について(注意喚起)

平成30年10月1日以降、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下、「バーゼル法」という。)の改正により、香港政府において有害廃棄物とされている液晶モニターはバーゼル法の特定有害廃棄物等と定義され、再使用目的の輸出の場合においても、外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」という。)の輸出承認の対象となっています。

また、香港政府は、有害な部品や成分を含有する使用済み電気・電子機器の輸出入を特に厳格に規制しており、平成30年12月31日からは、液晶モニター以外の電気・電子機器についても、規制対象とされています。このため、我が国から香港へ輸出される電気・電子機器は再使用目的であっても、香港政府によってバーゼル条約上の有害廃棄物と判断されるおそれがあります。

実際に近年では、それらが我が国へシッピングバックされる事案が複数発生しており、シッピングバックされた貨物について、開披検査を実施したところ、再使用不能な貨物が含まれている例もありました。

このような状況を踏まえ、香港向け再使用目的の電気・電子機器等の輸出に際しては、別紙1、2、3、4を御参照の上、バーゼル法及び香港の規制に十分留意していただき、輸出予定の貨物について、液晶モニターについては外為法の輸出承認の要否、その他の電気・電子機器については「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について」により再使用目的だと判断しうるか否か、香港当局が再使用目的だと判断しうるか否か、香港側の輸入者が香港当局から必要な許可を受けているか等を十分に確認した上で行っていただくよう、御注意ください。

引き続き、バーゼル法及び香港の規制内容に十分留意していただくよう、御周知方お願いします。

<別紙一覧>

別紙1: 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)関係条文

別紙2: Advice on Import and Export of Used Electrical and Electronic Equipment Having Hazardous Components or Constituents

別紙3: Schedule 6 & 7 to the Product Eco-responsibility Ordinance (Cap. 603)

別添4: 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について

<連絡先>

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課

電話 03-3501-4978(直通)

basel@meti.go.jp

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

電話 03-3581-3351 内線 7882

env-basel@env.go.jp